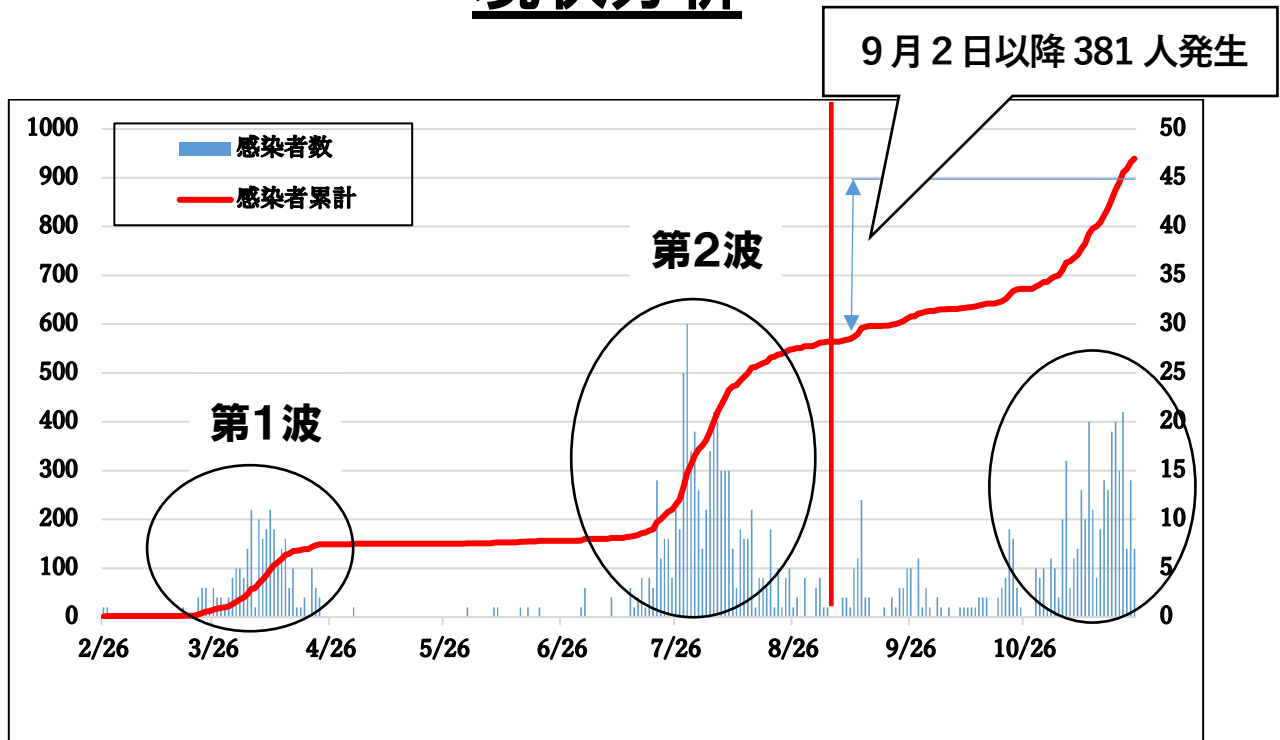


新型コロナ感染「第3波拡大阻止」 のための緊急対策

資料2-1

現状分析



これまで、

- 9月以降、11のクラスターが発生、関連の陽性患者は173人
- クラスター発生は主に「大人数の飲食」、「接待を伴う飲食」、「家族・職場」、「外国人県民」で発生
- 県独自の指標は4つ超過（「新規感染者数」「PCR検査陽性率」「感染経路不明者数」「入院患者数」。）

全国では、

- 国の分科会では大都市部（東京、大阪、名古屋、札幌）を中心に全国で感染が急拡大と評価
- 21の都道府県が1日当たり最大感染者数を更新(10/25以降)
- 政府もGoToキャンペーンの制限検討

さらに今後、年末年始にかけ、様々な感染リスク

(帰省、忘年会、初詣、新年会、親戚同士の飲食、成人式の2次会)

I 医療福祉対策

～「岐阜モデル」の強化～

1. 早期の発見—検査体制の強化

- 幅広い検査体制による陽性患者の確認。

PCR検査 現在最大 982 件/日

抗原定量検査 現在最大 80 件/日

抗原定性検査 現在最大 9,640 件/日

計 10,702 件/日

(※地域のかかりつけ医等で抗原定性検査で陽性判明した事例 95 件)

- 水際対策の強化として入国者の情報提供の仕組み構築を国に要請。

2. 感染封じ込め—徹底した検査実施

- 福祉施設で陽性患者が発生した際、濃厚接触に関わらず、職員、入所者の全員検査を徹底。
- 学校についても、濃厚接触に関わらず、徹底検査。
- 店舗等で発生し、感染の拡がり懸念される場合、従業員、利用者、出入り業者の検査や、必要に応じた店名公表により早期封じ込め。

3. 早期の隔離—自宅待機者ゼロの堅持

- 感染判明者は医療機関への入院、宿泊療養施設へ入所を徹底。

病床：最大 625 床確保

宿泊療養施設：466 床確保

計 1,091 床

(※利用率：病床 19.7%、宿泊療養施設 2.1%、全体で 12.2%：11/24 時点)

- 軽症者の宿泊療養施設入所をより一層推進

4. 必要物資（ワクチン・个人防护具）の確保

- 季節性インフルエンザワクチンは県内供給本数目安 102 万人分。市町村、医療機関と連携し、県内の供給状況をきめ細かくフォロー。
- 个人防护具（医療用ガウン等）を県内全ての診療・検査医療機関に必要数量を国と連携し配布。3 か月間の県備蓄は引き続き堅持。

Ⅱ 「社会経済の変容」 対策

1. 経済活動支援

- ・ G o T o キャンペーン事業の運用見直しについては、現時点での対応は別添のとおり。なお、現場の混乱回避のため、制限期間や解除要件などのルール明示を実施主体の国に要請。
- ・ 台湾、香港など現地での W e b によるプロモーション、現地旅行会社とのオンライン商談など、訪日回復に向けた取組みを促進。
- ・ 大手 E C サイトへの出店、海外バイヤーとのオンライン商談会、国内大手百貨店でのフェアなど、国内外へ県産品販売拡大を促進。
- ・ 岐阜県ヘルスケア産業推進ネットワークを設置し医療・福祉分野への進出を支援するなど、企業の新分野進出や事業転換を支援。

2. 雇用維持・就労支援

- ・ 岐阜県人材マッチングネットワーク協議会の設置や人材マッチングサイトの構築により、雇用維持が困難な事業者と人材不足の事業者との人材マッチングを支援。
- ・ 外国人に対応した職業訓練コースの新設やニーズの高い I T ビジネスに対応した職業訓練の拡充により、やむを得ず離職した外国人をはじめとする方々の早期再就職を支援。

3. アフターコロナを見据えた D X 推進

(D X : デジタルトランスフォーメーション)

- ・ D X 推進本部員会議を設置 (11 / 24) 。 オール岐阜での D X 推進協議会等で「県 D X 推進計画」策定に向け議論開始。
- ・ 「書面・押印・対面」の県行政手続きは、抜本的に見直し。
- ・ チャットボットによる行政相談、各種オンライン申請を行える仕組みを全県的に導入し、「効果を実感できる D X 」を推進。
- ・ 企業のスマートワーク支援、介護ロボット導入支援、スマート農業の全県展開、オンラインを活用した観光振興等、各分野における D X を積極的に推進。

4. 教育・文化活動

- ・教育活動における、オンライン授業など感染拡大時の対応準備
(※県立高校・特別支援学校は、84校に児童・生徒用端末40,007台を11月中旬から順次配備)
(※私立高校に対し14校8,107台(生徒用端末)の県補助金を交付決定し順次導入)
- ・文化、スポーツ等のイベントについては、国の指針に沿って、感染防止対策を徹底した開催・実施を継続的に支援

Ⅲ 「正しく恐れる」対策

『ストップ「コロナ・ハラスメント」アクションプラン』

感染拡大に伴い「コロナ・ハラスメント」の増加が懸念される。正しい知識を周知し「必要以上に感染を恐れる」ことからの脱却を促進。県・市町村は学校、事業所、外国人県民、自治会に対し啓発広報の継続・徹底を行うほか、各分野で以下の対策を行う。

1. 学校における対策

- ・コロナ・ハラスメントにも配慮した県教育委員会作成の「コロナ対応フロー」を私立学校、大学、幼稚園、外国人学校等にも展開、各学校はマニュアルを作成。
- ・「人権週間（12/4～12/10）」を中心に、授業やLHR等においてコロナ・ハラスメントを取り上げた人権教育を実施。

2. 事業所における対策

- ・コロナ・ハラスメントにも配慮した初動対応の優良事例を参考にガイドラインを県が提示し、各事業所においてマニュアルを作成。

3. 外国人県民に関する対策

- ・外国人県民自身の感染防止とともに、ハラスメントをしないよう、また、ハラスメントを受けた場合の相談窓口についてきめ細かく普及啓発を行う。
- ・チラシや動画など、多言語啓発ツールを作成（14言語対応）。

多くの外国人県民が集まる教会、飲食店、食材店、スポーツジム、外国人学校など国籍別のコミュニティを考慮した場所や、留学生が在籍する教育機関、経済団体、技能実習生監理団体、地域の日本語教室、SNS、地域のインフルエンサーを通じた啓発

4. WEB・SNS対策

- ・新型コロナ人権侵害のネットパトロールを実施（11/10～）。
- ・人権侵害が疑われる案件は法務局へ通報（11/24 現在で8件）。

G o T o キャンペーンへの対応について（現時点）

1 G o T o イートについて

（1）人数制限について

- G o T o イート事業に限らず、会食の際の感染リスクの徹底回避のため、県民の皆様は、以下の点について積極的に呼びかけを行う。
 - ・ 「家族以外の大人数（5人以上）」の「飲食」を徹底回避。
 - ・ 食事の前後は必ず「マスク着用」、「手洗い」を徹底。
 - ・ 「体調がおかしい」と自覚したら会食を絶対ストップ。直ちに医療機関へ相談・受診。

（2）食事券等の制限について

- 現時点では、食事券の発行等の一時停止などの制限は求めない。ただし、今後の感染状況によっては、必要な制限を国（農林水産省）に要請する。
- 今後の検討に向けて、国（農林水産省）に対し、新規発行等を一時停止した場合の制限期間、解除要件、期間の延長、既に発行した食事券等の取扱いなどについて、明確なルールを示すよう求める。

2 G o T o トラベルについて

- 現時点では、本県を目的地とするG o T o トラベルの新規予約の一時停止などの制限は求めない。
当面は、県内宿泊施設をはじめとする観光事業者、来訪する旅行者の双方に対して、あらためて感染防止対策の徹底を求める。
- G o T o トラベル事業の一時停止対象となった地域への往来については、慎重に検討していただくとともに、特に、現地での会食については、感染リスクの回避を徹底していただくことを県民の皆様は積極的に呼びかける。
- 国（国土交通省）に対し、出発地の限定も含め、G o T o トラベル事業の明確なルールを示すよう求める。

ストップ「コロナ・ハラスメント」アクションプラン

～新型コロナウイルスを「正しく恐れる」対策～

資料2-2



感染拡大に伴い「コロナ・ハラスメント」の増加が懸念されます。

- ハラスメントは「未知のウイルス」への恐れから生まれます。「正しい知識で正しく恐れる」ことを促進します。
- 感染した方を「思いやり」、最前線で治療や社会生活維持にあたる医療従事者や関係者の方々に「感謝」します。

1 オール岐阜での対策

(1) 正しい知識で正しく恐れる広報

- ・ (県・市町村) 各種メディアを活用した広報の徹底
- ・ (事業所) 担当者(ぎふコロナガード)を通じた周知
- ・ (学校) いじめに繋がらないよう各学校での周知
- ・ (外国人向け) 国籍別のコミュニティ等を通じた周知
- ・ (自治会) 市町村を通じ自治会レベルへの周知徹底

○相談窓口の周知

- ・ 県人権啓発センター (058-272-8252)
- ・ 県在住外国人相談センター (058-263-8066)
※14か国語対応
- ・ 県精神保健福祉センター (058-231-9724)

(2) 法務局・弁護士との連携

- ・ (法務局) 相談窓口、ネットパトロールにより人権侵害が疑われる事案があった場合は法務局へ通報
※ネットパトロールについては、必要に応じ、被害に遭われた方が訴訟提起する際に証拠画像を提供
- ・ (県) 相談者へ法的助言を行う無料弁護士相談の実施

2 各分野における対策

(1) WEB・SNS対策：ネットパトロール

- ・ (県) WEB、SNSを常時監視
※これまでに法務局へ通報する案件は8件発生

(2) 事業所対策：初動対応マニュアル整備

- ・ (県) ハラスメント防止を含む初動ガイドライン提示
- ・ (事業所) ガイドラインを踏まえマニュアル策定

(3) 学校対策：対応フロー整備、人権教育の充実

- ・ (各学校) 県教育委員会の「コロナ対応フロー」を私立学校、大学、幼稚園、外国人学校等に提供、各学校はフローを踏まえマニュアル策定
- ・ (各学校) 人権週間(12/4～12/10)における人権教育の推進

(4) 外国人県民への配慮：きめ細かな広報

- ・ (県・市町村) 多くの外国人県民が集まる教会、飲食店、食材店、スポーツジム、外国人学校など国籍別のコミュニティを考慮した場所などにおいて実効性ある普及啓発を展開
- ・ (県) チラシや動画など多言語啓発ツールを作成

ストップ「コロナ・ハラスメント」 アクションプラン(案)

I 今後の県の対策

- 1 「オール岐阜」による広報・普及啓発
- 2 各分野における対策
 - 2-1 WEB・SNS対策
 - 2-2 事業所対策
 - 2-3 学校対策
 - 2-4 外国人県民へ配慮

II 県民の皆様へのメッセージ

コロナ・ハラスメントとは、新型コロナに対する恐怖心、誤解や偏見により誰かを排除したり、差別をする行為をいいます。

- 1 感染者自身に対する差別・偏見
- 2 (感染者が発生した)団体に属する方に対する差別・偏見
- 3 SNS、うわさ話などデマによる、いわれのない差別や中傷

岐阜県感染症対策基本条例 (令和2年7月9日条例第44号)

第14条 何人も、感染症の患者、医療従事者等に対し、感染症のり患、そのおそれ等を理由として、不当な差別的取り扱い又は誹謗中傷をしてはならない。

令和2年11月

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

I 今後の県の対策

【1 オール岐阜での対策】

(1) 感染症を「正しい知識で正しく恐れる」広報

(方針)

ハラスメントは未知のウイルスへの恐れから生まれるもの。「どんなときに人に感染させるのか」など、現在までに明らかになった新型コロナに関する正しい知識を周知徹底し「必要以上に感染を恐れる」ことからの脱却を促進。

また、ハラスメントや解雇を恐れて体調不良を隠して外出、出勤したり、診療や健康相談を控えることが無いよう啓発。

(対策)

(1) 【県・市町村】今後ともあらゆるメディア(新聞、テレビ、地デジ、ラジオ等)を活用し、広報を継続・徹底。

(広報する内容例)

- ・ 本県では感染が判明した方を医療機関又は宿泊療養施設に收容し「感染者の自宅待機ゼロ」を徹底。人に感染させる力を持った方が市中を出歩くことを極力抑えています。
また、学校等団体に感染者が発生した場合、「徹底的に濃厚接触者を洗い出し、迅速に検査を実施」。その団体に属する従業員、生徒の方などをむやみに恐れる必要はありません。
- ・ 新型コロナウイルスに感染した人が他の人に感染させてしまう期間は「発症の2日前から発症後7～10日間程度」。退院者に感染させる力はありません。
- ・ 「濃厚接触者」は、感染者が他の人に感染させてしまう期間に、「マスク未着用」「至近距離(1m 以内)」で、15分以上接触した方を基本として保健所で決定いたします。
- ・ 最新の研究では、感染のリスクが高いのは「飲酒を伴う懇親会等」「大人数や長時間におよぶ飲食」「マスクなしでの会話」「狭い空間での共同生活(寮生活など)」「居場所の切り替わり(喫煙室、休憩所など)」です。

- (2)【事業所】各事業所、団体における感染防止対策担当者（「ぎふコロナガード」）を通じ、各事業所への周知を徹底。
- (3)【学校】特に、学校でいじめに繋がらないよう、公立学校のほか、私立学校、大学等学校での周知を強化。
また、子どもからご家庭への周知を促進。
人権週間（12月4日から12月10日）において、コロナ・ハラスメント防止を含む人権教育の徹底。
- (4)【県・市町村→外国人】外国人県民に必要な情報が届くよう、国籍別のコミュニティ等を考慮し、実効性ある普及啓発を継続、徹底。
- (5)【市町村→自治会】地域の自治会に必要な情報が届くよう、市町村広報、自治会の回覧板により、正しい知識を周知徹底。
- (6)【県・市町村】相談・支援窓口の周知・徹底
- ① 県人権啓発センター 【058-272-8252】
 - ② 県精神保健福祉センター 【058-231-9724】
 - ③ 県在住外国人相談センター 【058-263-8066】
※14 か国語で対応

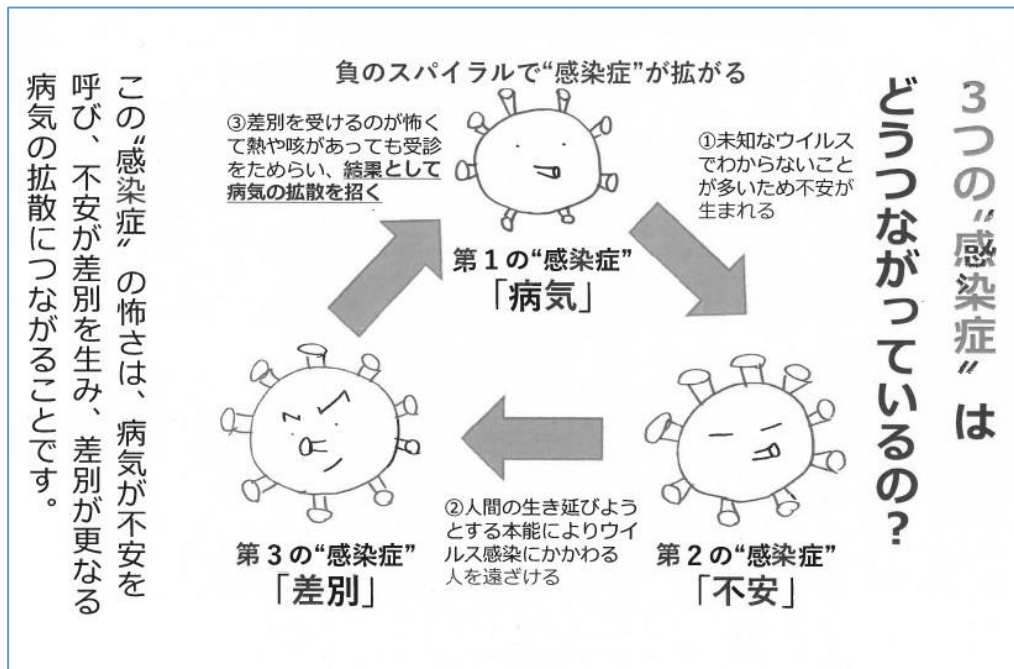
(2)法務局・弁護士との連携

- (1)【法務局】相談窓口・ネットパトロールにより、人権侵害が疑われる事案がある場合には、法務局へ通報。
- (2)【県】県人権啓発センターに専任相談員を配置。相談者への法的助言等を行う無料弁護士相談を実施。必要に応じ、被害に遭われた方が訴訟提起する際に証拠画像を提供。

(県人権啓発センター相談実績(11月24日現在))
新型コロナに関する相談件数 延べ 19 件
(うちコロナ・ハラスメントは延べ 12 件(事案9件))

(周知資料例)

- ・ 県政テレビ番組『オール岐阜でストップ「コロナ・ハラスメント」』(4分)
(※10月に岐阜放送で放映。現在 YouTube で公開中)
- ・ 「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」 日本赤十字社
- ・ 令和2年度版「人権の擁護 The Protection of Human Rights」法務省人権擁護局



↑ 日本赤十字社「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」より抜粋

【2 各分野における対策】

(1)WEB・SNS対策：ネットパトロール

(方針)

いわれのない人権侵害(誹謗、中傷)発言が広く存在するとされるWEB、SNSに対し、県ではハラスメントを常時監視するネットパトロールを実施。

人権侵害が疑われる事案は、法務局へ通報する。

(対策)

(1)【県】新型コロナ人権侵害のネットパトロールを11月10日(火)から実施。

(ネットパトロールの概要)

- ・ 専門業者に委託し、岐阜県内における新型コロナウイルスに関する人権侵害(名誉棄損、プライバシー侵害、不当な差別的言動、識別情報の適示など)が疑われる情報について検索・監視。
- ・ 複数の検索エンジンを用いてキーワード検索を行うほか、目視によりページ間のリンクをたどるなどして問題投稿を広範囲に検出。
＜対象サイト＞SNS、掲示板、ブログ等のWEBサービス全般
- ・ 発見したサイトについて、内容・危険度に応じてリスクレベルに分類し、継続的に監視。
- ・ 悪質な書き込み等は投稿画像を保存し、被害者が希望すれば訴訟資料として提供。
- ・ 人権侵害が疑われる事案は法務局へ通報、プロバイダへ削除要請。

※運用実績(11月24日現在)

法務局への通報 8件(クラスターや感染者の個人情報の記載、誹謗中傷)

その他の事例

- ・ 高齢者への悪口
- ・ 外国人への偏見、差別を助長する投稿
- その他不安からくる感想・意見、冷やかかし等

(2) 事業所対策：初動対応マニュアル整備

(方針)

事業所で感染者が発生した場合、ハラスメントを発生させないことに配慮した初動対応について、優良事例を参考に、ガイドライン(別添)を作成・提示し、各事業所はマニュアルを作成あるいは改訂し感染拡大、ハラスメントの発生の防止を図る。

また、『ストップ「コロナ・ハラスメント」』宣言の第2弾として、各事業所毎で宣言を行うことを促進する。

(対策)

- (1) 【県・事業所】初動対応のガイドライン(別添)を県が提示し、このガイドラインに基づき事業所、団体等は初動マニュアルを作成、コロナ・ハラスメントの予防にも配慮した感染防止対策の徹底を図る。
- (2) 【県・市町村】セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントと同様、雇用関係下においてコロナ・ハラスメントが潜在化している恐れ(請負契約、雇用契約の終了など)が考えられるため、あらゆる労働相談窓口においてもコロナ・ハラスメントの相談窓口の紹介を行う。

<コロナ・ハラスメント根絶への気運醸成>

- (3) 【事業者】『ストップ「コロナ・ハラスメント」』宣言として、県から提示するポスターを店内に掲示する。

○「コロナ・ハラスメント」をなくすための初動対応のガイドライン

事業所内の従業員で新型コロナ感染発生を覚知



(1) 本人、ご家族、保健所と連携し、事実関係を集約し正確に把握



(2) 事業所の責任者による情報公開・共有方針を決定・確認。併せて情報公開・発信の責任者を指定



(3) 情報公開・発信責任者は関係者(事業所の全従業員)に以下を情報共有

①感染者のプライバシー保護について

感染者情報を知りえている者は情報を拡散しないこと。知らない者は個人を特定する行動をしたり、SNSで不確定な憶測情報を拡散しないことを周知、徹底。

②感染の抑え込みについて

感染者の聞き取り等により、濃厚接触者(例:マスク無しで1m以内、15分以上の会話)を絞り込み、濃厚接触者本人に連絡し、検査を実施すること。連絡が無い者は濃厚接触者ではなく、感染リスクが低いことを周知、徹底。

③退院者への対応について

退院者は「感染リスクが無くなった人」であること。感染者を必要以上に排除したり、恐れないように周知、徹底。

④体調不良の場合について

体調不良者は行動をストップし、出勤を止め、医療機関に相談、検査を受けるよう周知、徹底。



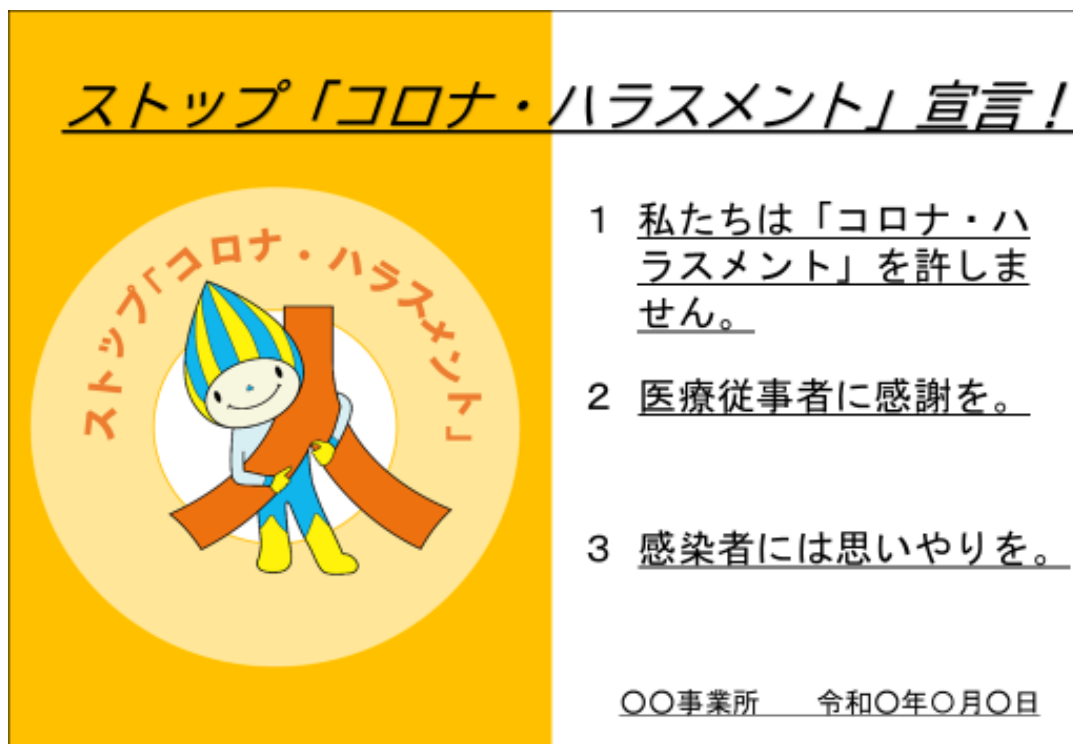
(4) 必要に応じ感染者発生的事实を公表(ホームページ等)



(5) 以後、情報公開・発信責任者は

- ・関係者の検査実施状況とその結果の収集、集約
- ・ハラスメントの情報収集に努め、把握した際は関係機関に相談

『ストップ「コロナ・ハラスメント」』宣言啓発ポスターイメージ(案)



※ポスターは県 WEB ページからのダウンロード可とする。

(3) 学校対策：対応フロー整備、人権教育の充実

(方針)

学校で感染者が発生した場合、ハラスメントを発生させないことに配慮した初動対応について、優良事例を各学校に展開し、各学校はマニュアルを作成あるいは改訂し感染拡大、ハラスメントの発生防止を図る。

(対策)

- (1) 【各学校】コロナ・ハラスメントにも配慮した県教育委員会作成の「コロナ対応フロー」(7月下旬作成、9月改訂)を私立学校、大学、幼稚園、外国人学校等にも情報提供し、コロナ・ハラスメントの予防にも配慮した感染防止対策を促進する。
- (2) 【各学校】「人権週間」(12月4日～12月10日)を中心に、授業やLHR(ロングホームルーム)等において、啓発用動画、指導教材等を利用して、コロナ・ハラスメントを取り上げた人権教育の取り組みを実施。
- (3) 【各学校】先生方による日々の観察とともに、児童・生徒に対するアンケートをきめ細かく行うなどして、一人一人の心の不安を早期に把握、対応。

(4)外国人県民への配慮:きめ細かな広報

(方針)

外国人県民自身の感染防止とともに、ハラスメントをしないよう、また、ハラスメントを受けた場合の相談窓口について、普及啓発の継続と徹底を図る。

さらに、外国人県民に的確に伝えるため、多言語かつ分かりやすい啓発ツールを活用する。

(対策)

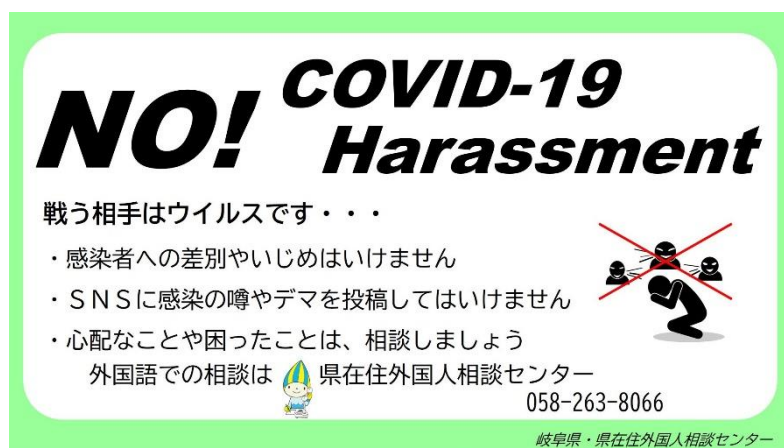
【県・市町村】外国人県民に届くよう、多くの外国人県民が集まる教会、飲食店、食材店、スポーツジム、外国人学校など国籍別のコミュニティを考慮した場所や、留学生が在籍する教育機関、経済団体、技能実習生監理団体、地域の日本語教室、SNS、地域のインフルエンサーを通じた啓発など、実効性ある普及啓発を継続、徹底する。

【県】外国人県民に伝える多言語啓発ツールを作成、提供する。

(啓発ツール例)

○チラシ「NO! COVID-19 Harassment」

- ・ 14言語対応(英語、中国語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、韓国語、インドネシア語、タイ語、クメール語、ネパール語、ミャンマー語、スペイン語、マレー語、モンゴル語)



○動画(4分程度)

感染防止対策(マスク着用、手洗い、人との距離確保)、食事中の大声・食事前後のマスク無しは感染の高リスク、といった内容の動画(4分程度)

【Ⅱ 県民の皆様へのメッセージ(案)】

ストップ!「コロナ・ハラスメント」

(1)戦うべきはウイルスであり、人ではない

誰もが感染する可能性があります。感染した人は被害者であり、敵はウイルスです。感染した方を思いやり、皆でウイルスと戦いましょう。

(2)正しい知識で、正しく恐れる

感染した人が他の人に感染させる期間は「発症の2日前から発症後7～10日間程度」。また、退院者に感染させる力はありません。こうした「正しい知識」を持ち、人を排除したり、むやみに恐れないようにしましょう。

(3)感染者が所属する団体の方を恐れない

県では、特定の団体で感染者が発生した場合、徹底的に濃厚接触者を洗い出し、迅速に検査を実施しています。その団体に属するというだけでその人を遠ざけたり、むやみに恐れないようにしましょう。

(4)無責任な情報発信をしない

根拠のないうわさ話をしたり、不確かな感染情報をSNSなどにより拡散したりしないようにしましょう。また、誤った知識、うわさ、憶測などにまどわされず、見たり、聞いたりしても自分からは広げないようにしましょう。

コロナ社会を生き抜く行動指針

令和2年5月15日 策定

(令和2年6月2日 変更)

(令和2年7月10日 変更)

(令和2年8月1日 変更)

(令和2年9月1日 変更)

(令和2年9月19日 変更)

(令和2年11月 日 変更)

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

はじめに

- 岐阜県は、新型コロナウイルス感染症対策に当たり、発生した複数のクラスター（集団感染）の終息など、これまで様々な経験を積み重ねてきた。
- 岐阜県は、5月14日より特定警戒県及び緊急事態宣言指定区域の対象から除外されたが、新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底は、皆さんにとって、ご自身及びご家族を守り、皆さんの事業、お客様や従業員を守る、極めて大切なことである。
- 今後、第2波、第3波も予想されるコロナとの闘いは、長期戦に亘る可能性が高い。したがって、これからは「コロナとともにある（with corona）新しい日常（new normal）」、すなわち「コロナ社会」を生き抜いていかなければならない。
本指針は、そのための方向づけとなるものである。

目次

1 県民の皆さん	3
2 事業所・店舗	
(1) すべての事業所・店舗において対応すべき事項（共通事項）	4
(2) 共通事項に加え、事業所・店舗に応じ特に対応すべき事項（個別事項）	
① 飲食店（接待を伴う飲食以外）	7
② 小売業（スーパーマーケット、各種物販店）	8
③ 観光業（宿泊施設、観光施設）	9
④ 遊技施設等（カラオケ店、ライブハウス、 パチンコ店、ゲームセンター等）	10
⑤ 接待を伴う飲食店（「夜の街」）	12
⑥ スポーツジム、マッサージ、理美容業、合唱サークル、 カラオケ教室等、マージャン店	13
3 県の催事施設	
共通する事項	15
(1) 屋内の催事施設	16
(2) 屋外の催事施設	17
(3) 歌唱・演奏・演劇等のステージイベント	17

1 県民の皆さん

- あらゆる機会に、新型コロナウイルスが潜んでいることを意識し、一人ひとりが基本的な感染対策の習慣を身に着け、緩みなく日々を過ごしましょう。

○「人との距離確保」「マスク着用」「手洗い」習慣を

• 人との距離の確保

- 職場や外出先でのイスや行列等では、人との間隔を取りましょう。(できるだけ2m。最低1m)
- 在宅勤務や時差出勤を活用しましょう。
- できる限り予約を取って外出しましょう。

• マスクの着用

- 熱中症等の対策が必要な場合を除き、仕事や買い物などで外出するときは、必ずマスクを着用しましょう。(フェイスシールドやマウスシールドの単独使用は不可)

• 手洗いの励行

- 帰宅したときや、不特定多数の触れる部分に触った後は、必ず手を洗いましょう。

• 自らの体調管理の徹底

- 検温をはじめ、自らの体調確認を心がけ、体調不良の場合は、無理をして外出・出勤しないようにしましょう。

○高感染リスクから遠ざかりましょう

- 感染リスクが高まる3つの条件(密閉空間・密集場所・密接場面)が揃う場(注)には、近づかないようにしましょう。

(注) ナイトクラブ等接待を伴う飲食店、スポーツジムなど呼気が激しくなる室内運動の場など、感染の恐れが高い場所は特に注意しましょう。

2 事業所・店舗

- 本指針は、新型コロナウイルスの感染防止対策について、共通して実施していただくべき「共通事項」とともに、施設類型、業態ごとに特に留意する点を「個別事項」として示している。
- 今後、各事業者団体及び各事業者におかれては、この指針や各業界が定める業種別ガイドラインを参考として、具体的な「対策ガイドライン」や「運営マニュアル」を作成していただき、感染防止を徹底していただきたい。

(1) すべての事業所・店舗において対応すべき事項（共通事項）

① 実施体制

防止対策	具体的な方法・注意点
実効性のある対策実施	<ul style="list-style-type: none">○ 各事業所や店舗において、感染症防止対策の実施に責任を持つ「対策実施責任者」を選任。○ 日々確認のための「チェックシート」を用意。○ 発症時における迅速な利用者の追跡のため、あらかじめ連絡先を把握。

② 密集対策

防止対策	具体的な方法・注意点
密状態の回避	<ul style="list-style-type: none">○ 利用者同士の間隔確保（できるだけ2m。最低1m）<ul style="list-style-type: none">・ テーブル、イス等の削減等により確保。○ 行列の間隔確保（できるだけ2m。最低1m）<ul style="list-style-type: none">・ 会計時等における行列の間隔を確保する床サイン等を実施。
入場者の制限	<ul style="list-style-type: none">○ 入場制限<ul style="list-style-type: none">・ 予約制の導入等による入場人数の制限・コントロールや、営業時間の短縮等。

入場者の制限	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入場時の健康確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発熱がある方その他風邪症状がある方は入場を控えていただく（ポスター等により徹底）。
従業員の対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勤務体系・勤務場所の分散 <ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅勤務、時差出勤等の徹底。 ・ 時間と場所を分散した休憩、食事等の徹底。 ・ 基礎疾患を有する従業員の配置に関する配慮（接客業務からの配置換え等）。

③ 密閉対策

防止対策	具体的な方法・注意点
密閉対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 頻繁な換気 <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の窓開けによる通気の良い換気、自動ドアの常時開放、換気扇の常時稼働、換気装置つきエアコンの使用、扇風機の外部へ向けての使用等。

④ 密接対策

防止対策	具体的な方法・注意点
飛沫対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従業員のマスク着用（必須） <u>（フェイスシールドやマウスシールドの単独使用は不可）</u> ○ 入場者のマスク着用（励行徹底） <u>（フェイスシールドやマウスシールドの単独使用は不可）</u> ○ 対面場面の遮断措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン等、パーティションで遮断。 ・ 会計時のキャッシュレス決済の積極的導入。

⑤ 衛生対策

防止対策	具体的な方法・注意点
手指の衛生	<p>○ 入口等での手指消毒等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入口及び施設内に、手指消毒設備を設置。 ・ 従業員及び入場者の手指消毒の徹底。 ・ ペーパータオルの設置（トイレ等での共用のタオル、ハンドドライヤーの使用禁止）。
施設・物品の清掃・消毒	<p>○ 徹底した清掃・消毒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 十分な清掃、特にトイレや不特定多数が頻繁に使用する場所の清掃・消毒を徹底（消毒用アルコール製剤、次亜塩素酸ナトリウムも有効）。 ・ テーブル、イス、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、つり革、エレベーターのボタン、不特定多数が触れる部分は、消毒の重点対象。 〔 消毒が困難な部分（キーボードなど）については、使用者の手指消毒を徹底。 〕
廃棄物対策	<p>○ 密閉して廃棄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鼻水、唾液等がついたごみは、ビニール袋に入れ、速やかに密閉して持ち帰り（ゴミ箱が用意できる場合は、しっかりと密閉して廃棄）。 ・ ごみの回収者は、必ずマスクや手袋を着用。 ・ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手洗い。 ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すことを徹底。
従業員の対策	<p>○ 毎日、従業員の健康チェック（必要に応じ検温）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体調不良（家族も含む）の場合は必ず休養。 ・ ユニフォームや衣服は毎日洗濯ないし交換。 ・ 日頃の行動制限（3密などのリスクがある場所への移動を控える等）を徹底。
入場者の周知	<p>○ 入場者への周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体調不良時の入場自粛。途中で体調が悪くなった場合は直ちに従業員に申し出。

(2) 共通事項に加え、事業所・店舗に応じ特に対応すべき事項（個別事項）

① 飲食店（接待を伴う飲食以外）

○ 従業員と利用者の接触機会が多い、食事をする際にマスクを外す（飛沫感染のリスクが高まる）、会話が多い等の飲食業の特性から、以下の感染防止対策を実施。

- ・ テーブル間にパーティションを設置。テーブルでの会計実施。
- ・ 入場待ちの行列ができる店は、予約制、整理券等を導入し、入場をコントロール。家族利用に限定することも考えられる。
- ・ 列の間隔を確保する床サイン等を実施。
- ・ 酒類の提供時間の短縮やテレビ上映の停止等により、滞在時間を短縮。
- ・ 個室など密閉した部屋は、換気を徹底。
- ・ 入店時の手指消毒の徹底。
- ・ 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

（例）

- ・ チケット自動販売機のスイッチ
- ・ テーブル、イス、メニューブック、呼出ベル
- ・ 水差し、爪楊枝入れ、調味料入れ等
- ・ 食器、コップ、箸、スプーン

（※ 使い捨て物品採用も検討）

- ・ 新聞・雑誌の撤去、使い捨て物品の利用等、共用物品を最小化。
- ・ 可能な限り大皿での取分け方式を控える。同様に、多数の人が共通の調理器具を使うビュッフェ方式（サラダバーを含む）も控える。
- ・ 歌唱を伴うパフォーマンス等、店内イベントを控える。
- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）

- ・ 食事を終えたらマスクを着用しましょう
- ・ 空いている時間帯に食事をしましょう
- ・ 長時間の滞在は控えましょう
- ・ レジに並ぶ際は距離を保ちましょう
- ・ 大声での会話は控えましょう
- ・ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

② 小売業（スーパーマーケット、各種物販店）

○ 消費者が密集しやすくなる一方で、生活必需品を扱うケースが多く、事業継続が必要となる小売業の特性から、店舗の規模に応じながら、以下の感染防止対策を実施。

- ・ 休憩スペースやフードコートがある場合、テーブル、イスの削減等により、間隔を確保（四方を空けた席配置等）。
- ・ 高齢者、障がい者、妊婦の方等の優先スペース（テーブル、イス）を確保。また、混雑する場合、特定の時間帯を高齢者、障がい者、妊婦の方等に優先入店させる時間帯を設定。
- ・ タイムセール等の際、密集が発生しないよう工夫。
- ・ 入店時の手指消毒の徹底。
- ・ 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

（例）

- ・ ショッピングカートの手すり
- ・ 買い物かご
- ・ セルフレジのタッチパネル
- ・ レジテーブル
- ・ 商品サンプル、展示商品

※ アパレル販売については、試着室を特に消毒対象とするとともに、飛沫がついた場合は申し出ていただく。

- ・ 試食コーナー、包装無し販売形式、従業員によるマイバッグへの詰め替えを取りやめること。
- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）

- ・ 必ずマスクを着用しましょう
- ・ 買い物は少人数でしましょう
- ・ 空いている時間に買い物をしましょう
- ・ 短時間で買い物をしましょう
- ・ レジで並ぶ場合は距離を保ちましょう
- ・ 買いためや買い急ぎは控えましょう
- ・ 買い物の回数を減らしましょう
- ・ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

③ 観光業（宿泊施設、観光施設）

○ 不特定多数の方々が各地から集まり、また、宿泊以外にも食事や懇親の場としての共有スペースが多い特性がある宿泊施設については、以下の感染防止対策を実施。

- ・ 宿泊予約人数の制限（当面、利用者の地域制限を行う等の段階的移行も考えられる）。
- ・ 客室定員の制限（通常より少人数とする）。
- ・ 浴場、ロビー等の共用スペースは、可能な限り宿泊者別の時間設定を行うなど、利用者をコントロール。
- ・ ナイトクラブやカラオケ、卓球等、これまでクラスター発生の経験がある施設やこれと同種の施設は、「3密」の状態を生じさせないよう格段の留意を払うとともに、開業する場合は、本指針の「1（2）④ 遊技施設等、⑤ 接待を伴う飲食店」部分の感染防止対策をさらに実施。
- ・ マージャン牌等の貸出中止。浴場（サウナ含む）の消毒等管理徹底。
- ・ 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

（例）

- ・ テーブル、イス、メニューブック、呼出ベル
- ・ 水差し、爪楊枝入れ、調味料入れ等
- ・ 食器、コップ、箸、スプーン
- （※ 使い捨て物品採用も検討）
- ・ 共同浴場のドアノブ、ロッカー、ドライヤー
- ・ ロビーのテーブル、カウンター
- ・ 遊技設備（ゲーム等）のボタン、スイッチ
- ・ 貸し出し器具
- ・ 共同トイレのドアノブ、流水レバー
- ・ 送迎バス等

- ・ 発熱がある方その他風邪症状がある方をチェックイン時に確認。
- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）

- ・ 宿泊室以外では必ずマスクを着用しましょう
- ・ 丁寧かつ頻繁な手指消毒を徹底しましょう
- ・ トイレをご利用後は蓋を閉めて流しましょう

- ・ 観光施設については、「3 県の催事施設」に記載の入場制限や対策を実施。

④ 遊技施設等

<カラオケ店、ライブハウス>

○ 密集した状況で歌唱を行う特性のあるカラオケ店、ライブハウスについては、飛沫感染のリスクをできるだけ低減することが重要であり、以下の感染防止対策を実施。

- ・ 入室人数を制限し、利用者間の距離を確保。カラオケ店の場合は、小部屋のイスの削減、家族限定の利用等を実施。
- ・ 受付カウンターの受付及び会計の列の間隔を確保するための床サイン等の実施。
- ・ 滞在時間短縮のため、酒類の提供時間を短縮。
- ・ カラオケ店の個室は30分に1回以上、数分間程度、扇風機活用により扉から換気。館内の換気にも特に留意。
- ・ 歌唱にあたってのマスク着用又はパーティションの設置。スタンドマイクの活用。
- ・ 歌唱者以外の者の声援や応援、入り待ちや出待ちを控える。
- ・ 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

(例) ・カラオケ機のリモコン、マイク
・食器、コップ、箸、スプーン、調味料等
(※ 使い捨て物品採用も検討)
・テーブル、イス、メニューブック、電話、水差し等
・個室に除菌シート等を配置し、リモコンやマイクの消毒を利用者に励行

- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例) ・歌唱中もマスクを着用しましょう
・空いている時間帯に利用しましょう
・長時間の滞在は控えましょう
・レジや入店待ちの際は距離を保ちましょう
・大声での会話は控えましょう
・発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

<パチンコ店、ゲームセンター等>

○ 基本的には一人又は少人数で行う遊技であるものの、密閉された空間の中で密集が生まれやすい施設の特性から、以下の感染防止対策を実施。

- ・ 利用できるパチンコ台を一つ置きにする、ゲーム機数を削減する、距離を開ける等、複数人が密接する状況を削減する。
- ・ 自動ドアの常時開放等換気の徹底。
- ・ 飲食の禁止。
- ・ 大声で会話するリスクを避けるため、大音量でのBGMを控える。
- ・ 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

(例) ・パチンコ台のハンドル等 ・スロット台のボタン、レバー等 ・玉、玉貸機スイッチ ・メダル、メダル貸出機スイッチ ・ゲーム機操作レバー、ボタン等

- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例) ・遊技中もマスクを着用しましょう ・空いている時間帯に利用しましょう ・長時間の滞在は控えましょう ・レジや入店待ちの際は距離を保ちましょう ・大声での会話は控えましょう ・発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

⑤ 接待を伴う飲食店（「夜の街」）

- 接待を伴う飲食店では、全国的にクラスターが多く発生しており、徹底的な感染防止対策が求められる。
- そのため、「共通事項」に定められた感染防止対策をしっかりと実行することに加え、ソーシャル・ディスタンス（人と人との距離）の徹底をはじめとする対策を実施する。
 - ・ 対面接待を避けるための席の配置の見直しや入場制限等、従業員と利用者とのソーシャル・ディスタンスを徹底。
 - ・ 従業員及び利用者のマスク着用の徹底。
 - ・ 従業員、特に副業を有したり、派遣されている従業員については、健康チェックを徹底。
 - ・ カラオケの利用自粛、又はマスクを着用あるいはパーティションの設置の上で歌唱。
 - ・ 歌唱、ダンスを伴うパフォーマンス等、店内イベントの自粛。
 - ・ 大声での会話抑制のため、BGMの音量を控える。
 - ・ 更衣室、休憩室、シャワー室の清掃、除菌の徹底。
 - ・ つまみ等の食事は取り分けて提供する等、多数の人が共用する大皿等の食事提供方法は控える。
 - ・ 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

（例）

- ・ テーブル、イス、メニューブック、呼出ベル
- ・ アイスペール、マドラー
- ・ 水差し、爪楊枝入れ、調味料入れ等
- ・ 食器、コップ、箸、スプーン

（※ 使い捨て物品採用も検討）

- ・ カラオケ機のリモコン、マイク

- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）

- ・ 必ずマスクを着用しましょう
- ・ 長時間の滞在は控えましょう
- ・ 大声での会話は控えましょう
- ・ できるだけマスクを着用しましょう
- ・ トイレをご利用後は蓋を閉めて流しましょう
- ・ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

- ・ 仮にクラスターが発生してしまった場合に検査等の対策を迅速に実施できるようにするため、利用者の連絡先を把握。

⑥ スポーツジム、マッサージ、理美容業、 合唱サークル、カラオケ教室等、マージャン店

<スポーツジム>

○ スポーツジムは県内でクラスターが発生した施設であるが、マシン等の利用後の懇談がクラスター発生の原因と指摘があった。そのため、マシンの消毒等に加え、利用方法についても特に注意が必要である。

- ・ マシンや座席数の削減等により距離を確保。
- ・ 利用者同士の間隔が取れない場合等集団レッスンの中止も検討。
- ・ 更衣室、休憩室等の利用制限による懇談（茶話会）の制限。
- ・ 受付、会計等の列の間隔を確保する床サイン等の実施。
- ・ 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

(例) ・ トレーニングマシン、トレッドミル
・ ジムエリア及びスタジオのフロア、マット、ダンベル等

- ・ 更衣室、休憩室、シャワー室の清掃、除菌の徹底。
- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例) ・ 必ずマスクを着用しましょう
・ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください
・ 長時間の滞在は控えましょう
・ 人と人との間隔を適切に保ちましょう
・ 大声での会話は控えましょう
・ 空いている時間帯に利用しましょう

<マッサージ等>

○ マッサージ等リラクゼーションは、施術者と利用者の身体的な距離が近く、機器等の消毒の徹底と飛沫感染防止に特に留意。

- ・ 施術者、利用者双方のマスク着用等、飛沫感染リスクの低減。
- ・ 施術が終了したあとのベッド等の消毒の実施、特に顔面が触れる部分の消毒の徹底、使い捨て物品の再利用の禁止の徹底、タオル等の施術ごとの交換、洗濯の徹底。
- ・ 待合室での利用者間の距離の確保。

<理美容業>

- 理美容業は、利用者と顧客の身体的距離が近く、器具（はさみ等）の消毒の徹底と飛沫感染防止に特に留意。
 - ・ 従業員、利用者双方のマスク着用等、飛沫感染リスクの低減。
 - ・ 待合室での利用者間の距離の確保。

<合唱サークル、カラオケ教室等>

- 合唱は、県内クラスターの原因となった行為であり、合唱サークルやカラオケ教室等については、歌唱の際、特に留意が必要である。
 - ・ 大声または大人数での歌唱、声援行為は、屋外または、少人数毎に分けて行うこと。
 - ・ 歌唱者同士、又は歌唱者とそれ以外の者との間隔を確保。（できるだけ2m。最低1m。）
 - ・ 円陣になりお互いに対面した歌唱、声援行為の禁止。
 - ・ 歌唱する者以外はマスク着用。
 - ・ 歌唱が終わるたびに頻繁に換気。
 - ・ レッスンとレッスンの間隔は、換気・清掃等を十分に行えるだけの時間を設けること。

<マージャン店>

- マージャン店は密状態になりやすく、複数の者がマージャン卓やマージャン牌などを触れる機会が多いため、特に留意が必要。
 - ・ マージャン卓は、アクリル板や透明ビニールカーテン等を設置し遮へいするなど工夫するとともに、マージャン卓の間隔を離して利用客の密集を防ぐこと。
 - ・ サイドテーブルに消毒液を設置。（可能であればマージャン卓1台当たり2個）
 - ・ マージャン牌、点棒等は定期的に消毒を実施。
 - ・ 飲食に際しては、少人数で待ち席を利用するよう勧め、対局中にアクリル板等の遮へい物がないマージャン卓で飲食する場合は、会話を慎むよう指導。

3 県の催事施設

市町村、民間の催事施設においても、以下を参考としていただきたい。
なお、各業界が定める業種別ガイドラインに則した感染防止策にも留意すること。

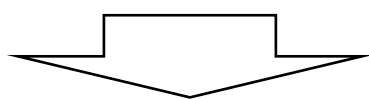
また、全国的な人の移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合は、当該イベント主催者とともに県に事前相談すること。

※ 共通する事項

- 入場者数を制限し、滞在時間を短時間として管理運営。
- 来場者の連絡先の登録、確認（来場者の感染を確認した場合、他の来場者に速やかにメール連絡する「岐阜県感染警戒 QR システム」を活用）。また、接触確認アプリの利用を周知。
- 来場者の健康チェック（検温、マスク着用の確認）。
- 発熱等の症状がある来場者の参加自粛要請（その場合の払い戻し措置等の規定）。
- 可動席を使用する場合は、席と席の間隔を空けて設置し、固定席を使用する場合は、前後左右の隣接する席を空けて使用。
- 入場券販売所、案内所、入場ゲート、物販コーナーの会計場所等において、列の間隔を確保するための床サイン等を実施。
- 大声での発声、歌唱、声援又は近接した距離での会話が想定されるイベントについては、「(3) 歌唱・演奏・演劇等のステージイベント」による。
- 多数の人が触れる場所は、消毒を重点実施。
- 人と人の距離を安定して確保できない場合は、基本的に開催を控える。コンサートの立ち見等は控える。
- 無人施設においては、3密回避、手洗い・うがいの励行を看板掲示や職員巡回等により呼びかけ。
- 主催者や来場者に対し、適切な感染防止対策を踏まえた施設利用をするよう徹底（施設借上げ時の説明、チェックリストの提出等）。
- イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め3密回避を徹底。
- イベントの開催前後の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動を促す。

- イベントの規模要件（人数・収容率等）は以下のとおりとする（1イベントあたり。時間をずらす等の工夫は可能）。詳細は、[令和2年11月12日付内閣官房事務連絡「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」](#)に則る。

	収容率	人数上限
屋内	50%以内	5,000人
屋外	十分な間隔（できれば2m）	5,000人



業種別ガイドラインの見直しを前提に、マスク着用率100%など必要な感染防止対策（※1）が担保される場合、以下の要件へ緩和可。

	収容率		人数上限
イベントの類型	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの <u>（例）</u> ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・ <u>飲食を伴うが発声がないもの（※2）</u>	大声での歓声・声援等が想定されるもの <u>（例）</u> ：ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	① 収容人数10,000人超 ⇒ 収容人数の50% ② 収容人数10,000人以下 ⇒ 5,000人
	100%以内 〔席がない場合は適切な間隔（最低限人と人とが接触しない程度の間隔）〕	50%（※3）以内 〔席がない場合は十分な間隔（1m）〕	（注）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。

※1 必要な感染防止対策：①消毒の徹底、②マスク着用の担保、③参加者及び出演者の制限、④参加者の把握、⑤大声を出さないことの担保、⑥密集の回避、⑦演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除、⑧催物前後の行動管理（令和2年9月11日付内閣官房事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について」別紙3より）

※2 これまで、「イベント中の食事を伴う催物」は、大声での歓声・声援等が想定されるものと扱ってきたが、イベント中の発声がないことを前提とし、今後、必要な感染防止策が担保される場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と同様に取り扱うことを可とする。

※3 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

(1) 屋内の催事施設

- 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

(例) ・受付カウンター、待合イス、自動販売機のスイッチ
・共用物（遊具、健康器具、アミューズメント系機器のボタン類、マイク等）

- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例) ・必ずマスクを着用しましょう
・空いている時間帯に利用しましょう
・長時間の滞在は控えましょう
・受付に並ぶ際は距離を保ちましょう
・大声での会話は控えましょう
・発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

- 以下のようなイベントの開催は控える。

(例) ・グループ討論、ワークショップ方式の講座等
・大声の発声を伴ったり、マスクの着用など感染防止対策の徹底ができないスポーツやレクリエーション

- 可能な場合、入口と出口とを分離、また、見学ルートを設定。

(2) 屋外の催事施設

- 遊具、アトラクションに関する感染防止対策（遊具等使用後の手洗いの励行周知、場合によっては使用制限等）を実施。
- 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

(例) ・自動販売機のスイッチ
・屋外トイレのドアノブ、流水レバー、遊具等

- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例) ・必ずマスクを着用しましょう
・空いている時間帯に利用しましょう
・長時間の滞在は控えましょう
・受付に並ぶ際は距離を保ちましょう
・発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

- 屋内に比べて不特定多数が集まることが想定されるため、会場整理を行う職員を十分に配置。
- 以下のようなイベントの開催は控える。

(例) ・大声の発声を伴ったり、マスクの着用など感染防止対策の徹底ができないスポーツやレクリエーション

(3) 歌唱・演奏・演劇等のステージイベント

- 歌唱や演奏、演劇等のステージイベントは、密閉空間で大声をあげたり、多くの観客が集まって密集する恐れがあるため、徹底した感染防止対策が求められる。
- 密閉空間で大声を発するもの等は、業界が策定したガイドラインによる厳格な対応を実施。

<主催者・会場管理者>

- 飛沫防止のため、ステージと観客席との間に十分な距離を確保。
- 観客の入退場時の密集回避。
- 出演者と観客が接触するような演出や企画はなるべく避けること。
(例：握手会など)

<ステージ出演者（歌唱者、演奏者など）>

- 出演者同士の間隔を確保。(できるだけ2m。最低1m。)
- マイクは使い回しを禁止。また適宜消毒を実施。
- 特に管楽器は個人管理を徹底し、他人が触れないようにする。
- 観客が声をあげたり、接触するような演出の禁止。
- 楽屋などでの3密回避。

<観客>

- ステージ出演者への声援や歌唱の禁止。
- ステージ出演者の入り待ち、出待ちの禁止。

<ステージ出演者所属事務所>

- 所属タレント等、事務所関係者の、日頃の行動制限（3密などのリスクがある場所への移動を控える等）を徹底。
- 毎日、所属タレント等、事務所関係者の健康チェック（検温、体調確認）。
- 体調不良者を、ステージ本番、稽古、リハーサル、打合せ等へ参加させないよう徹底。
- 稽古、リハーサル、打合せ、移動、休憩等、あらゆる場面（出演時を除く）でのマスク着用、手指消毒、3密回避の徹底。
- 稽古場、リハーサル会場、打合せ場所、移動中車内、楽屋等の換気、清掃、消毒の徹底。
- 出演に際し、適切な感染防止対策が整っているイベントであるか事前に十分検討し、感染防止対策が不十分なイベントへは所属タレントを派遣しない。
- 事務所スタッフや出演者家族等、関係者の帯同や立会いは必要最低限の人数とする。
- ステージ衣装や小道具等は、使用の都度、選択ないしは交換。
- 共同生活の場合における、手指消毒や3密回避等、基本的な感染防止対策の徹底。

新

旧

■ ○目次 (P2)

■ ○目次 (P2)

1 県民の皆さん・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

1 県民の皆さん・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

略

略

2 事業所・店舗

2 事業所・店舗

(1) すべての事業所・店舗において対応すべき事項(共通事項) 4

(1) すべての事業所・店舗において対応すべき事項(共通事項) 4

(2) 共通事項に加え、事業所・店舗に応じ特に対応すべき事項(個別事項)

(2) 共通事項に加え、事業所・店舗に応じ特に対応すべき事項(個別事項)

① 飲食店(接待を伴う飲食以外)・・・・・・・・・・・・ 7

① 飲食店(接待を伴う飲食以外)・・・・・・・・・・・・ 7

② 小売業(スーパーマーケット、各種物販店)・・・・・・・・ 8

② 小売業(スーパーマーケット、各種物販店)・・・・・・・・ 8

③ 観光業(宿泊施設、観光施設)・・・・・・・・・・・・ 9

③ 観光業(宿泊施設、観光施設)・・・・・・・・・・・・ 9

④ 遊技施設等〔カラオケ店、ライブハウス、
パチンコ店、ゲームセンター等〕・・・・ 10

④ 遊技施設等〔カラオケボックス、ライブハウス、
パチンコ店、ゲームセンター等〕・・・・ 10

⑤ 接待を伴う飲食店(「夜の街」)・・・・・・・・・・・・ 12

⑤ 接待を伴う飲食店(「夜の街」)・・・・・・・・・・・・ 12

⑥ スポーツジム、マッサージ、理美容業、合唱サークル、
カラオケ教室等、マージャン店・・・・・・・・・・・・ 13

⑥ スポーツジム、マッサージ、理美容業、合唱サークル、
カラオケ教室等、マージャン店・・・・・・・・・・・・ 13

3 県の催事施設

3 県の催事施設

略

略

新

旧

■ ○1 県民の皆さん (P3)

1 県民の皆さん

略

○「人との距離確保」「マスク着用」「手洗い」習慣を

・ 人との距離の確保

- ・ 職場や外出先でのイスや行列等では、人との間隔を取りましょう。(できるだけ2m。最低1m)
- ・ 在宅勤務や時差出勤を活用しましょう。
- ・ できる限り予約を取って外出しましょう。

・ マスクの着用

- ・ 熱中症等の対策が必要な場合を除き、仕事や買い物などで外出するときは、必ずマスクを着用しましょう。(フェイスシールドやマウスシールドの単独使用は不可)

・ 手洗いの励行

- ・ 帰宅したときや、不特定多数の触れる部分に触った後は、必ず手を洗いましょう。

・ 自らの体調管理の徹底

- ・ 検温をはじめ、自らの体調確認を心がけ、体調不良の場合は、無理をして外出・出勤しないようにしましょう。

○高感染リスクから遠ざかりましょう

略

■ ○1 県民の皆さん (P3)

1 県民の皆さん

略

○「人との距離確保」「マスク着用」「手洗い」習慣を

・ 人との距離の確保

- ・ 職場や外出先でのイスや行列等では、人との間隔を取りましょう。(できるだけ2m。最低1m)
- ・ 在宅勤務や時差出勤を活用しましょう。
- ・ できる限り予約を取って外出しましょう。

・ マスクの着用

- ・ 熱中症等の対策が必要な場合を除き、仕事や買い物などで外出するときは、必ずマスクを着用しましょう。_____

・ 手洗いの励行

- ・ 帰宅したときや、不特定多数の触れる部分に触った後は、必ず手を洗いましょう。

・ 自らの体調管理の徹底

- ・ 検温をはじめ、自らの体調確認を心がけ、体調不良の場合は、無理をして外出・出勤しないようにしましょう。

○高感染リスクから遠ざかりましょう

略

(新旧対照表) イベント開催方針の変更について

新

旧

■ ○ 2 事業所・店舗 (P5)

■ ○ 2 事業所・店舗 (P5)

略

略

③ 密閉対策

③ 密閉対策

略

略

④ 密接対策

④ 密接対策

防止対策

具体的な方法・注意点

防止対策

具体的な方法・注意点

飛沫対策

- 従業員のマスク着用 (必須)
(フェイスシールドやマウスシールドの単独使用は不可)
- 入場者のマスク着用 (励行徹底)
(フェイスシールドやマウスシールドの単独使用は不可)
- 対面場面の遮断措置
 - ・ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン等、パーティションで遮断。
 - ・ 会計時のキャッシュレス決済の積極的導入。

飛沫対策

- 従業員のマスク着用 (必須)

- 入場者のマスク着用 (励行徹底)

- 対面場面の遮断措置
 - ・ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン等、パーティションで遮断。
 - ・ 会計時のキャッシュレス決済の積極的導入。

新

旧

■ ○ 2 事業所・店舗 (P 1 0)

④ 遊技施設等

<カラオケ店、ライブハウス>

- 密集した状況で歌唱を行う特性のあるカラオケ店、ライブハウスについては、飛沫感染のリスクをできるだけ低減することが重要であり、以下の感染防止対策を実施。
 - ・ 入室人数を制限し、利用者間の距離を確保。カラオケ店の場合は、小部屋のイスの削減、家族限定の利用等を実施。
 - ・ 受付カウンターの受付及び会計の列の間隔を確保するための床サイン等の実施。
 - ・ 滞在時間短縮のため、酒類の提供時間を短縮。
 - ・ カラオケ店の個室は30分に1回以上、数分間程度、扇風機活用により扉から換気。館内の換気にも特に留意。
 - ・ 歌唱にあたってのマスク着用又はパーティションの設置。スタンドマイクの活用。
 - ・ 歌唱者以外の者の声援や応援、入り待ちや出待ちを控える。
 - ・ 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

略

■ ○ 2 事業所・店舗 (P 1 0)

④ 遊技施設等

<カラオケボックス、ライブハウス>

- 密集した状況で歌唱を行う特性のあるカラオケボックス、ライブハウスについては、飛沫感染のリスクをできるだけ低減することが重要であり、以下の感染防止対策を実施。
 - ・ 入室人数を制限し、利用者間の距離を確保。カラオケボックスの場合は、小部屋のイスの削減、家族限定の利用等を実施。
 - ・ 受付カウンターの受付及び会計の列の間隔を確保するための床サイン等の実施。
 - ・ 滞在時間短縮のため、酒類の提供時間を短縮。
 - ・ カラオケボックスの個室は30分に1回以上、数分間程度、扇風機活用により扉から換気。館内の換気にも特に留意。
 - ・ 歌唱にあたってのマスク着用又はパーティションの設置。スタンドマイクの活用。
 - ・ 歌唱者以外の者の声援や応援、入り待ちや出待ちを控える。
 - ・ 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

略

新

旧

■ ○ 2 事業所・店舗 (P 1 4)

■ ○ 2 事業所・店舗 (P 1 4)

<理美容業>

<理美容業>

略

略

<合唱サークル、カラオケ教室等>

<合唱サークル、カラオケ教室等>

○ 合唱は、県内クラスターの原因となった行為であり、合唱サークルやカラオケ教室等については、歌唱の際、特に留意が必要である。

○ 合唱は、県内クラスターの原因となった行為であり、合唱サークルやカラオケ教室等については、歌唱の際、特に留意が必要である。

- ・ 大声または大人数での歌唱、声援行為は、屋外または、少人数毎に分けて行うこと。
- ・ 歌唱者同士、又は歌唱者とそれ以外の者との間隔を確保。(できるだけ2 m。最低1 m。)
- ・ 円陣になりお互いに対面した歌唱、声援行為の禁止。
- ・ 歌唱する者以外はマスク着用。
- ・ 歌唱が終わるたびに頻繁に換気。
- ・ レッスンとレッスンの間隔は、換気・清掃等を十分に行えるだけの時間を設けること。

- ・ 大声または大人数での歌唱、声援行為は、屋外または、少人数毎に分けて行うこと。
- ・ 歌唱者同士、又は歌唱者とそれ以外の者との間隔を 2 m以上確保
- ・ 円陣になりお互いに対面した歌唱、声援行為の禁止。
- ・ 歌唱する者以外はマスク着用。
- ・ 歌唱が終わるたびに頻繁に換気。
- ・ レッスンとレッスンの間隔は、換気・清掃等を十分に行えるだけの時間を設けること。

<マージャン店>

<マージャン店>

略

略

新

旧

■ ○ 3 県の催事施設 (P16)

■ ○ 3 県の催事施設 (P16)

- イベントの規模要件(人数・収容率等)は以下のとおりとする(1イベントあたり。時間をずらす等の工夫は可能)。詳細は、[令和2年11月12日付内閣官房事務連絡「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」](#)に則る。

- イベントの規模要件(人数・収容率等)は以下のとおりとする(1イベントあたり。時間をずらす等の工夫は可能)。詳細は、[令和2年9月11日付内閣官房事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について」](#)に則る。

	収容率	人数上限
屋内	50%以内	5,000人
屋外	十分な間隔(できれば2m)	5,000人

	収容率	人数上限
屋内	50%以内	5,000人
屋外	十分な間隔(できれば2m)	5,000人

業種別ガイドラインの見直しを前提に、マスク着用率100%など必要な感染防止対策(※1)が担保される場合、以下の要件へ緩和可。

業種別ガイドラインの見直しを前提に、マスク着用率100%など必要な感染防止対策が担保される場合、以下の要件へ緩和可。

	収容率	人数上限
イベントの種類	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの <small>(例)クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの(※2)</small>	大声での歓声・声援等が想定されるもの <small>(例：ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等)</small>
	100%以内 [席がない場合は適切な間隔(最低限人と人とが接触しない程度の間隔)]	50% (※3) 以内 [席がない場合は十分な間隔(1m)]

	収容率	人数上限
イベントの種類	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの <small>(例：クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等)</small>	大声での歓声・声援等が想定されるもの <small>(例：ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等)</small>
	100%以内 [席がない場合は適切な間隔(最低限人と人とが接触しない程度の間隔)]	50% (※3) 以内 [席がない場合は十分な間隔(1m)]

※1 必要な感染防止対策：①消毒の徹底、②マスク着用の担保、③参加者及び出演者の制限、④参加者の把握、⑤大声を出さないことの担保、⑥密集の回避、⑦演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除、⑧催物前後の行動管理(令和2年9月11日付内閣官房事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について」別紙3より)

※1 必要な感染防止対策：①消毒の徹底、②マスク着用の担保、③参加者及び出演者の制限、④参加者の把握、⑤大声を出さないことの担保、⑥密集の回避、⑦演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除、⑧催物前後の行動管理(令和2年9月11日付内閣官房事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について」別紙3より)

※2 これまで、「イベント中の食事を伴う催物」は、大声での歓声・声援等が想定されるものと扱ってきたが、イベント中の発声がないことを前提とし、今後、必要な感染防止策が担保される場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と同様に取り扱うことを可とする。

※2 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※3 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※3 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

新

旧

■ ○ 3 県の催事施設 (P18)

■ ○ 3 県の催事施設 (P18)

(3) 歌唱・演奏・演劇等のステージイベント

(3) 歌唱・演奏・演劇等のステージイベント

- 歌唱や演奏、演劇等のステージイベントは、密閉空間で大声をあげたり、多くの観客が集まって密集する恐れがあるため、徹底した感染防止対策が求められる。
- 密閉空間で大声を発するもの等は、業界が策定したガイドラインによる厳格な対応を実施。

- 歌唱や演奏、演劇等のステージイベントは、密閉空間で大声をあげたり、多くの観客が集まって密集する恐れがあるため、徹底した感染防止対策が求められる。
- 密閉空間で大声を発するもの等は、業界が策定したガイドラインによる厳格な対応を実施。

<主催者・会場管理者>

<主催者・会場管理者>

- ・ 飛沫防止のため、ステージと観客席との間に十分な距離を確保。
- ・ 観客の入退場時の密集回避。
- ・ 出演者と観客が接触するような演出や企画はなるべく避けること。
(例：握手会など)

- ・ 飛沫防止のため、ステージと観客席との間に十分な距離を確保。
- ・ 観客の入退場時の密集回避。

<ステージ出演者（歌唱者、演奏者など）>

<ステージ出演者（歌唱者、演奏者など）>

- ・ 出演者同士の間隔を確保。(できるだけ2 m。最低1 m。)
- ・ マイクは使い回しを禁止。また適宜消毒を実施。
- ・ 特に管楽器は個人管理を徹底し、他人が触れないようにする。
- ・ 観客が声をあげたり、接触するような演出の禁止。
- ・ 楽屋などでの3密回避。

- ・ 出演者同士の間隔を2 m以上確保。_____
- ・ マイクは使い回しを禁止。また適宜消毒を実施。
- ・ 特に管楽器は個人管理を徹底し、他人が触れないようにする。
- ・ 観客が声をあげたり、接触するような演出の禁止。
- ・ 楽屋などでの3密回避。

<観客>

<観客>

- ・ ステージ出演者への声援や歌唱の禁止。
- ・ ステージ出演者の入り待ち、出待ちの禁止。

- ・ ステージ出演者への声援や歌唱の禁止。
- ・ ステージ出演者の入り待ち、出待ちの禁止。

新

旧

■ ○ 3 県の催事施設 (P19)

<ステージ出演者所属事務所>

- 所属タレント等、事務所関係者の、日頃の行動制限（3密などのリスクがある場所への移動を控える等）を徹底。
- 毎日、所属タレント等、事務所関係者の健康チェック（検温、体調確認）。
- 体調不良者を、ステージ本番、稽古、リハーサル、打合せ等へ参加させないよう徹底。
- 稽古、リハーサル、打合せ、移動、休憩等、あらゆる場面（出演時を除く）でのマスク着用、手指消毒、3密回避の徹底。
- 稽古場、リハーサル会場、打合せ場所、移動中車内、楽屋等の換気、清掃、消毒の徹底。
- 出演に際し、適切な感染防止対策が整っているイベントであるか事前に十分検討し、感染防止対策が不十分なイベントへは所属タレントを派遣しない。
- 事務所スタッフや出演者家族等、関係者の帯同や立会いは必要最低限の人数とする。
- ステージ衣装や小道具等は、使用の都度、選択ないしは交換。
- 共同生活の場合における、手指消毒や3密回避等、基本的な感染防止対策の徹底。